

令和7年第1回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）午後1時30分から午後2時18分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 （19人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （1人）

15番 森島 孝司

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日 程 第 4 議案 第38号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

日 程 第 5 報告 第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 6 報告 第29号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第30号 農地法第5条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第31号 農地法第18条第6項の規定による届出について（専決）

日 程 第 9 報告 第32号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児

事務局 岡 正樹

事務局 阪本 幸華

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局

開会に先立ちまして事務局から報告いたします。

議席番号15番森島委員より欠席届が提出されております。

本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。

それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。

会長

(挨拶)

先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。

只今より、令和7年第1回農業委員会定例総会を開会いたします。

なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願い致します。

日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。

日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしとのことなので、1番岡本委員、2番中村 貴子委員よろしくお願い致します。

なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

日程第3、議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号4番について説明いたします。

土地の所在は城陽市久世

地目は畑、面積は466平方メートル

申請人は宇治市木幡 ●● ●

資料1に位置図等を添付しております。

転用目的は貸露天駐車場

転用理由は近隣工場通勤者の駐車場として利用するため

市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外

現況は畑、北側、東側は畑、南側、西側は公衆用道路

雨水排水は碎石舗装の自然浸透にて排水する。

汚水・生活雑排水は発生しません。

南部土地改良区からは

- ・雨水排水については、附近農地に被害のない様に計画図面のとおりに処理すること。
 - ・境界に擁壁等を設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置すること。
 - ・今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。
 - ・転用地南側の市有道路敷については従来通り農耕車が通行できるようにすること。
- また、転用地北側に東西に布設してある土地改良区管理の畑地かんがい施設の、既設管及び取水柱については、従来通り使用できるように残し、工事の際に破損させないように十分注意すること。万一破損させた場合は、土地改良区の指示のもと早急に復旧すること。

農政課からは周辺農地に影響が無いようご配慮願います。

環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは申請地西側に存する市道を取り込まないよう注意してください。

との意見が付されております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。申請地は保全管理されており、事務局説明どおりで問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号4番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

続いて、受付番号5番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号5番について説明いたします。

土地の所在は城陽市富野

地目は田、面積は280平方メートル

申請人は城陽市枇杷庄 ●● ●

資料2に位置図等を添付しております。

転用目的は貸露天駐車場および庭

転用理由は近隣保育園の通勤車両駐車場ならびに家族利用の庭として利用するため

市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外

現況は畑、北側、南側は宅地、東側は雑種地、西側は道路

雨水排水は、砕石仕上げの自然浸透にて排水する。

汚水・生活雑排水は発生しません。

環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されております。

会長

本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。事務局説明どおりで、隣接地に●●保育園があり、職員用の駐車場および家族利用の庭として利用されるので問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員

保育園は当該地のどちら側にあるのですか。

事務局

当該地の北側にあります。

会長

他に質疑はありませんか。

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号5番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

続いて、受付番号6番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号6番について説明いたします。

土地の所在は城陽市奈島

地目は田、面積は合計217.40平方メートル

申請人は城陽市奈島 ●● ●●

資料3に位置図等を添付しております。

転用目的は自動車整備工場

転用理由は●●●●●●●●●●に伴う自動車整備工場建築のため

市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外

現況は畑、北側は道路、東側は宅地及び畑、南側は田、西側は水路

雨水排水は敷地内に設けたU字溝から雨水排水を行う計画とし、周囲の用排水施設の有する機能の支障が生じないように対策を行う。

汚水・生活雑排水は前面道路の下水道本管に排水接続を行い、排水を行う計画とする。

環境課からは現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

- ・申請地西側に存する水路を取り込まないよう注意してください。
- ・水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願いいたします。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

都市政策課からは引き続き、開発協議を進めてください。

農政課からは周辺農地に影響がないようご配慮願います。

との意見が付されております。

会長

本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。事務局説明どおりで、問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号6番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

日程第4、議案第38号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借についてを上程し、受付番号55番と56番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号55番と56番については同一借受人のため取りまとめて説明します。
本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は久御山町栄 ●● ●●です。

会長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●さんについては久御山町の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号55番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号56番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号57番について事務局から説明をお願いします。

事務局 本案件は新規設定で権利の種類は貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は八幡市戸津 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 借り手の●●●●●●●●●●については八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号57番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号58番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は京都市伏見区 ● ●●●●●●●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 借り手の●●●●●●●●●●さんについては資料4のとおり、就農理由書の提出に加えて営農指導に係る上申書が提出されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 申請者は、お茶を栽培されているのですか。

事 務 局 お茶を栽培されています。

●●委員 栽培作物がお茶とのことですが、あえて1年間の貸借というのは何故ですか。

事務局 過去から、お茶栽培のお手伝いはされていましたが、慣例として新規就農の場合は貸借を1年間されて、問題がなければ貸借の更新を行うことにしています。

会長 過去に下限面積の3,000平方メートルがあった時に新規就農に際しては、まずは1,000平方メートルで1年間の貸借を行い、管理状態に問題がなければ貸借面積を増やして3年間で3,000平方メートルの経営面積とする宇城久地区の取り決めの経緯がありました。

●●委員 農地取得に際し、下限面積についての要件はなくなったので、1年という慣例の撤廃を検討しても良いと思います。

会長 他に質疑はありませんか。
質疑がないので、採決に入ります。

受付番号58番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第5、報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号54番から60番について事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号54番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、大阪府守口市 ●● ●●です。

受付番号55番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、大阪府守口市 ●● ●●です。

受付番号56番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、大阪府守口市 ●● ●●です。

受付番号57番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、富山県下新川郡 ●● ●●です。

受付番号58番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、宇治市木幡 ●● ●です。

受付番号59番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、宇治市神明 ●● ●です。

受付番号60番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市枇杷庄 ●● ●●です。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第5を終了します。

日程第6、報告第29号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号8番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

受付番号8番について説明します。
土地の所在は城陽市寺田
地目は畑 面積は合計1,193平方メートル
申請人は京都市南区 ●● ●●
資料5に位置図等を添付しております。

場所は農業振興地域外の市街化区域です。
貸倉庫にするため転用されます。
雨水は前面道路の側溝に接続し排水します。
南部土地改良区からは

- ・雨水排水については、転用地北側の排水路へ放流すること。なお、排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施行すること。
- ・転用地内にある畑用の取水柱については撤去し、用水が漏れないようキャップすること。

環境課からは現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・雨水について、宅内最終柵を設けて排水をお願いします。

担当委員	報告いたします。事務局説明どおりで、問題ないと考えますので審議のほどよろしく お願いします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	河川の底地について、管理課からの意見はありませんでしたか。
事 務 局	管理課から底地については個人所有地であり、占用等の手続きが必要との意見があり ました。
●●委員	行政として、過去に河川の拡幅に際に未登記部分や個人所有地があり、民有地として 残しておくことの是非を判断すべきと思います。底地の整理を行わないと、今後、問題 が発生すると思われるので、管理課に対し底地整理をすべきとの意見をして頂きたい。
事 務 局	今回の申請に際し、管理課に底地の整理について意見はいたしました。今回は底地 の整理までは行わないとのことでした。今後、同様な案件があれば整理していくように 意見をして行きます。
会 長	他にご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。
	日程第8、報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを専決し ました。受付番号7番と8番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号7番について説明します。 土地の所在は城陽市長池 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。
	受付番号8番について説明します。 土地の所在は同じく城陽市長池 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。
会 長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)
	ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します

日程第9、報告第32号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明についてを専
決しました。受付番号4番について事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号4番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

申出人は城陽市寺田 ●●● ●●●、●●● ●●●

主たる従事者は城陽市寺田 ●●● ●●

資料7に位置図を添付しております。

会長

対象地の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。稲作やイチジクを中心に栽培されていましたが、足の故障により耕
作困難とのことであり市街化区域でもあるので問題ないと考えますので審議のほどよろ
しくお願いします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第1回定例総会を終了致しま
す。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いしま
す。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員